

令和 8 年 8 月 1 7 日

○条例

小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 8 号

小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 9 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 8 号）第 7 条
- (2) 小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）第 7 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。